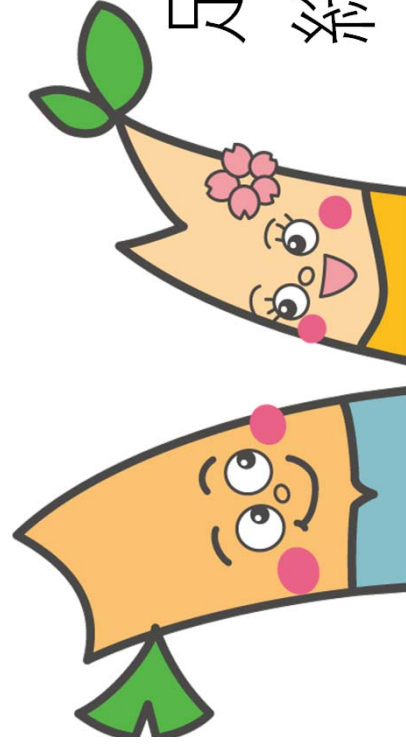


介護予防・日常生活支援

総合事業研修会 参考資料集

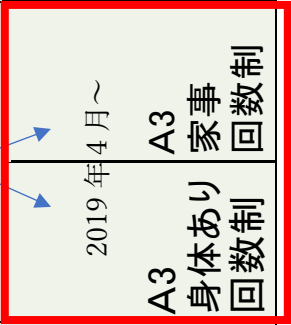
地域包括支援センター職員研修

2019.1.31

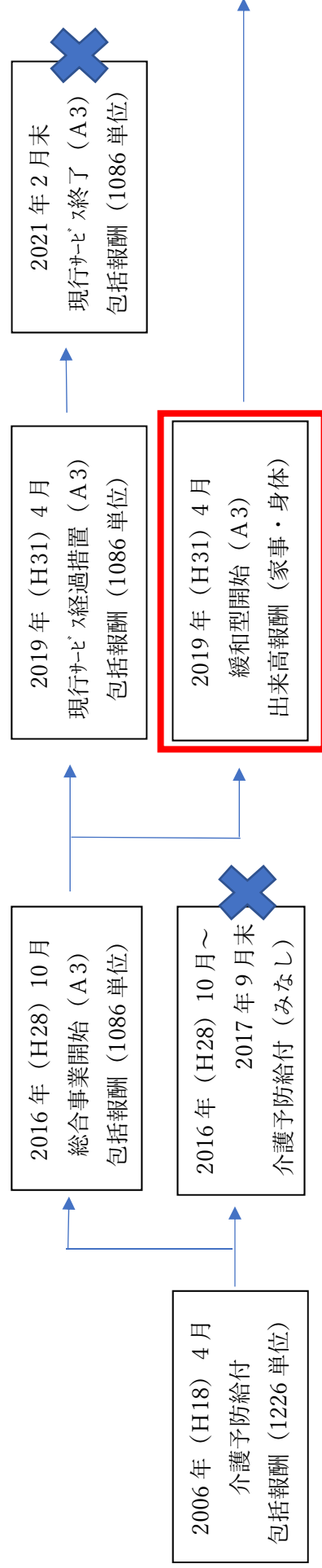


足立区地域包括支援センター
総合事業PT作成

基準 サービス 種別	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
		②訪問型サービスA (継続した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	①訪問介護 訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者と サービス 提供の考 え方	2016年以前のサービス (足立区では、2017年9月 末まで移行期間)	2016年10月～ A3(包括報酬)	未定	・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に 向けた支援が必要な ケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる



時系列での訪問介護サービスの経緯



足立区の「生活支援サポーター」が提供可能なサービス内容について

基本的に、老計10号（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）が定める「2 生活援助」のみとしますが、身体介護の中の一部の見守り行為（老計10号1-6の一部）を限定的に行うこととします。（下記一表1参照、○の内容は援助可能）。

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。）

※ 次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- (1) 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- (2) 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

2-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供

2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

- 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ゴミ出し
- 準備・後片づけ

2-2 洗濯

- 洗濯機または手洗いによる洗濯
- 洗濯物の乾燥（物干し）
- 洗濯物の取り入れと収納
- アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

- 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）

○被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳

○配膳、後片づけのみ

○一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

○日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）

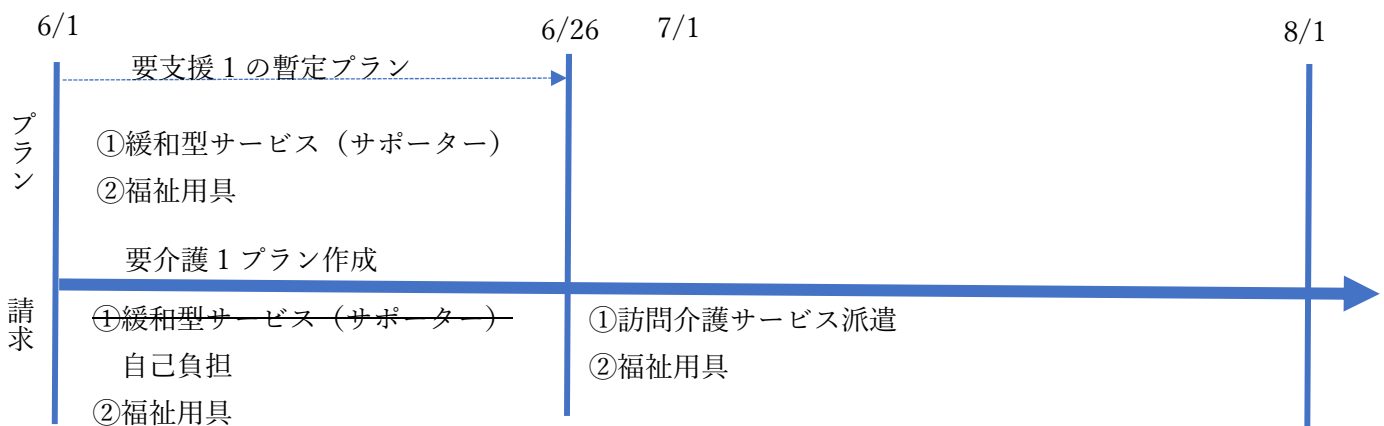
○薬の受け取り

表1 老計10号の1-6「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」より

○×	援助内容
×	ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
×	認知症等の高齢者がリハビリパンツやパットの交換をする際に見守り・声かけを行うことにより、1人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。
○	認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが <u>声かけ</u> と誘導で食事・水分摂取を支援する。
×	入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）。
×	移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）。
×	ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）。
○	本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、 <u>直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す</u> 。
○	利用者と一緒に手助けや <u>声かけ、見守りをしながら行う掃除、整理整頓</u> （安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）。
○	ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらい、または思い出してもらいよう援助する。
○	認知症の高齢者と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。
○	洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
○	利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。
○	利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行う衣類の整理・被服の補修。
×	車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助する。
×	上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの。

事業対象者および要支援者の新規申請、更新申請、区分変更申請等には、判定次第、結果の時期、サービス導入の方法によっては、利用者へ多大な損害を与えることになるため、地域包括支援センターとして注意が必要となります。以下の例で確認をしてください。

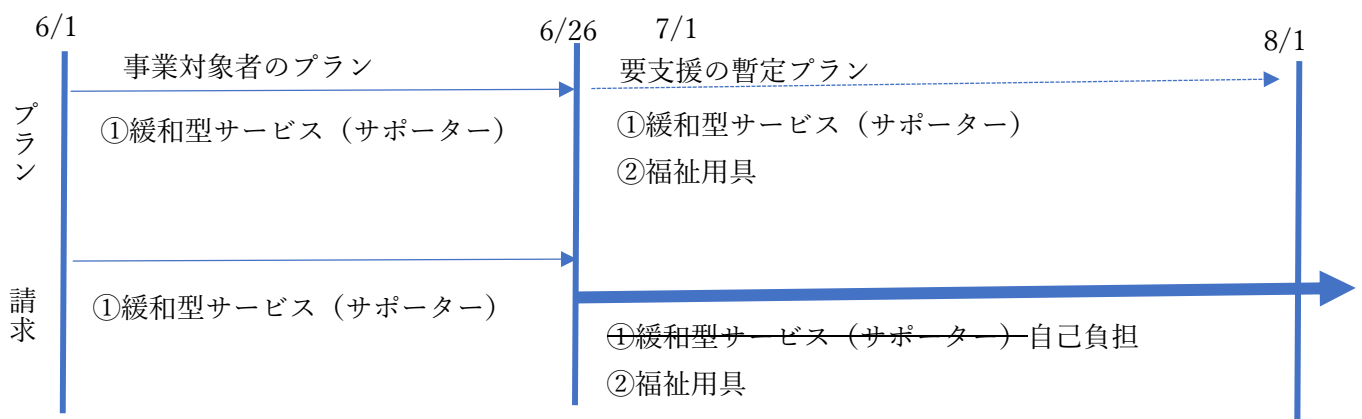
ケース1 要支援1の利用者の6月更新認定が遅れて、認定結果が6/26に要介護1と出た事例



○ケース1の場合は、月途中の認定結果であっても6/1に遡り要介護1となるため、要介護者は総合事業サービスを利用することができません。①緩和型サービス (サポーター) は、総合事業サービスとなるため、6/26までは全額自己負担となってしまいます。

このケースは、緩和型サービスと訪問介護サービスをどちらも兼ねることができる事業者の訪問介護員が派遣するような配慮が必要です。

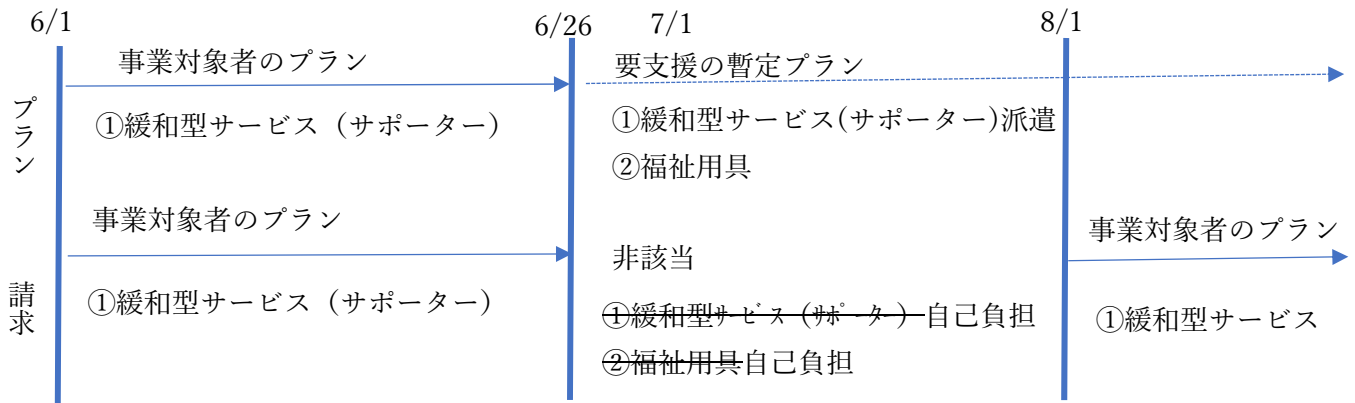
ケース2 事業対象者が6/26に新規申請し、要支援として暫定プランを立て、8/1要介護となった事例



ケース2の場合は、結果が8/1であっても新規申請時 (6/26) に遡り要介護1となるため、要介護者は総合事業サービスを利用することができません。①緩和型サービス (サポーター) は、総合事業サービスとなるため、6/26~7/31まで全額自己負担となってしまいます。

このケースも、緩和型サービスと訪問介護サービスをどちらも兼ねることができる事業者の訪問介護員が派遣するような配慮が必要です。

ケース3 事業対象者が6/26に新規申請し、要支援として暫定プランを立て、8/1非該当となった事例



ケース3の場合は、事業対象者が介護認定申請をすると事業対象者としての被保険者証を返還するため、介護保険の新規申請者と同様の扱いとなります。そのため6/26からのサービスについて、非該当の場合は全額自己負担であることをしっかりと利用者へ説明する必要があります。

結果が8/1で非該当と出た際にチェックリストを実施し、事業対象者となれば総合事業のサービスが利用可能となります。

介護認定の新規申請の時期等についても利用者としてしっかりと話し合いが必要となります。

※根拠資料（介護予防・日常生活支援総合事業運用マニュアルより）

Q16 基本チェックリストの判定を受け（事業対象者が）、要介護認定も申請中に暫定的にサービスを利用することはできますか。

A サービス事業の利用における暫定プランは、基本的には考えておりません。ただし、真にやむを得ない場合にはあり得るものと考えます。

総合事業の本質、介護予防ケアマネジメントの本来の意味等を十分理解のうえ、利用者一人ひとりに対する適切なサービス導入を実施してください。

Q38 事業対象者が要介護認定申請をしたら、被保険者証等はどうすればよいですか。

A 事業対象者が要介護認定申請をしたら、原則、申請した時点から介護保険サービス利用者として取り扱う（これまでどおりに取り扱う）こととしています。よって、申請時に介護保険被保険者証（ピンク）は、いったん足立区に返還してもらうため、申請時に添付する等の対応をお願いします。

申請後、介護保険課より介護保険被保険者証（緑）が本人に送られます。その逆も同様です（要介護認定者が事業対象者となった場合）

なお、すでに持っている負担割合証についてはそのまま使用できます。

A7：緩和型通所【区独自】サービスコード表

※足立区の指定を受けた事業者が使用するサービスコード

足立区

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
A7 2111	A7 2111	緩和型通所サービス I	<p>【週1回利用】 事業対象者・要支援1・要支援2 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に緩和型通所サービスを行う場合</p> <p>定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>週1回の上限単位数を超える場合</p> <p>【週1回利用】 事業対象者・要支援1・要支援2 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に緩和型通所サービスを行う場合</p> <p>定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>週1回の上限単位数を超える場合</p> <p>【週1回利用】 事業対象者・要支援1・要支援2 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に緩和型通所サービスを行う場合</p> <p>定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>【週1回利用】 事業対象者・要支援1・要支援2 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に緩和型通所サービスを行う場合</p> <p>定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>【週2回以上】 要支援2</p> <p>事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に緩和型通所サービスを行う場合</p> <p>定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	100%	382	1回につき
A7 2112	A7 2112	緩和型通所サービス I		90%		
A7 2113	A7 2113	緩和型通所サービス I		80%		
A7 2114	A7 2114	緩和型通所サービス I		70%		
A7 2115	A7 2115	緩和型通所サービス I・同一建物		100%		
A7 2116	A7 2116	緩和型通所サービス I・同一建物		90%		
A7 2117	A7 2117	緩和型通所サービス I・同一建物		80%		
A7 2118	A7 2118	緩和型通所サービス I・同一建物		70%		
A7 2119	A7 2119	緩和型通所サービス I・定額又は人欠		100%		
A7 2120	A7 2120	緩和型通所サービス I・定額又は人欠		90%		
A7 2121	A7 2121	緩和型通所サービス I・定額又は人欠		80%		
A7 2122	A7 2122	緩和型通所サービス I・定額又は人欠		70%		
A7 2123	A7 2123	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算		100%		
A7 2124	A7 2124	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算		90%		
A7 2125	A7 2125	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算		80%		
A7 2126	A7 2126	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算		70%		
A7 2127	A7 2127	緩和型通所サービス I・上限		100%		
A7 2128	A7 2128	緩和型通所サービス I・上限		90%		
A7 2129	A7 2129	緩和型通所サービス I・上限		80%		
A7 2130	A7 2130	緩和型通所サービス I・上限	70%			
A7 2131	A7 2131	緩和型通所サービス I・同一建物・上限	100%			
A7 2132	A7 2132	緩和型通所サービス I・同一建物・上限	90%			
A7 2133	A7 2133	緩和型通所サービス I・同一建物・上限	80%			
A7 2134	A7 2134	緩和型通所サービス I・同一建物・上限	70%			
A7 2135	A7 2135	緩和型通所サービス I・定額又は人欠・上限	100%			
A7 2136	A7 2136	緩和型通所サービス I・定額又は人欠・上限	90%			
A7 2137	A7 2137	緩和型通所サービス I・定額又は人欠・上限	80%			
A7 2138	A7 2138	緩和型通所サービス I・定額又は人欠・上限	70%			
A7 2139	A7 2139	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算・上限	100%			
A7 2140	A7 2140	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算・上限	90%			
A7 2141	A7 2141	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算・上限	80%			
A7 2142	A7 2142	緩和型通所サービス I・中山間地域等提供加算・上限	70%			
A7 2143	A7 2143	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 1	100%			
A7 2144	A7 2144	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 1	90%			
A7 2145	A7 2145	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 1	80%			
A7 2146	A7 2146	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 1	70%			
A7 2147	A7 2147	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 2	100%			
A7 2148	A7 2148	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 2	90%			
A7 2149	A7 2149	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 2	80%			
A7 2150	A7 2150	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 I 2	70%			
A7 2151	A7 2151	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 II	100%			
A7 2152	A7 2152	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 II	90%			
A7 2153	A7 2153	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 II	80%			
A7 2154	A7 2154	緩和型通所サービス I・サービス提供体制加算 II	70%			
A7 2155	A7 2155	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 I	100%			
A7 2156	A7 2156	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 I	90%			
A7 2157	A7 2157	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 I	80%			
A7 2158	A7 2158	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 I	70%			
A7 2159	A7 2159	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 II	100%			
A7 2160	A7 2160	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 II	90%			
A7 2161	A7 2161	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 II	80%			
A7 2162	A7 2162	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 II	70%			
A7 2163	A7 2163	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 III	100%			
A7 2164	A7 2164	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 III	90%			
A7 2165	A7 2165	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 III	80%			
A7 2166	A7 2166	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 III	70%			
A7 2167	A7 2167	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 IV	100%			
A7 2168	A7 2168	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 IV	90%			
A7 2169	A7 2169	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 IV	80%			
A7 2170	A7 2170	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 IV	70%			
A7 2171	A7 2171	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 V	100%			
A7 2172	A7 2172	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 V	90%			
A7 2173	A7 2173	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 V	80%			
A7 2174	A7 2174	緩和型通所サービス I・処遇改善加算 V	70%			
A7 2175	A7 2175	緩和型通所サービス II	100%			
A7 2176	A7 2176	緩和型通所サービス II	90%			
A7 2177	A7 2177	緩和型通所サービス II	80%			
A7 2178	A7 2178	緩和型通所サービス II	70%			
A7 2179	A7 2179	緩和型通所サービス II・同一建物	100%			
A7 2180	A7 2180	緩和型通所サービス II・同一建物	90%			
A7 2181	A7 2181	緩和型通所サービス II・同一建物	80%			
A7 2182	A7 2182	緩和型通所サービス II・同一建物	70%			
A7 2183	A7 2183	緩和型通所サービス II・定額又は人欠	100%			
A7 2184	A7 2184	緩和型通所サービス II・定額又は人欠	90%			
A7 2185	A7 2185	緩和型通所サービス II・定額又は人欠	80%			
A7 2186	A7 2186	緩和型通所サービス II・定額又は人欠	70%			
A7 2187	A7 2187	緩和型通所サービス II・中山間地域等提供加算	100%			
A7 2188	A7 2188	緩和型通所サービス II・中山間地域等提供加算	90%			
A7 2189	A7 2189	緩和型通所サービス II・中山間地域等提供加算	80%			
A7 2190	A7 2190	緩和型通所サービス II・中山間地域等提供加算	70%			

A7：緩和型通所【区独自】サービスコード表

※足立区の指定を受けた事業者が使用するサービスコード

足立区

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位
A7-2239	A7	緩和型通所サービス若年性認知症利用者受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算	100%	240	
A7-2240	A7	緩和型通所サービス若年性認知症利用者受入加算		90%		
A7-2241	A7	緩和型通所サービス若年性認知症利用者受入加算		80%		
A7-2242	A7	緩和型通所サービス若年性認知症利用者受入加算		70%		
A7-2243	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算	ニ 生活機能向上グループ活動加算	100%	100	
A7-2244	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2245	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2246	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2247	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	225	
A7-2248	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2249	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2250	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2251	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	200	
A7-2252	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2253	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2254	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2255	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	100	
A7-2256	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2257	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2258	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2259	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	150	
A7-2260	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2261	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2262	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2263	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	150	1月につき
A7-2264	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2265	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2266	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2267	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	120	
A7-2268	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2269	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2270	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2271	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	480	
A7-2272	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2273	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2274	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2275	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	480	
A7-2276	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2277	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2278	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2279	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	480	
A7-2280	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2281	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2282	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2283	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	700	
A7-2284	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2285	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2286	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		
A7-2287	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		100%	5	1回につき
A7-2288	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		90%		
A7-2289	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		80%		
A7-2290	A7	緩和型通所サービス生活機能向上グループ活動加算		70%		

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単 位
A3 2111	緩和型訪問サービスⅠ	身体介護を伴うサービス	100%	271	
A3 2112			90%		
A3 2113			80%		
A3 2114	緩和型訪問サービスⅠ・生活援助	生活援助のみのサービス	100%	245	
A3 2115			90%		
A3 2116			80%		
A3 2117	緩和型訪問サービスⅠ・同一	身体介護を伴うサービス	100%	244	
A3 2118			90%		
A3 2119			80%		
A3 2120	緩和型訪問サービスⅠ・生活援助・同一	【週1回利用】 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合×90%	100%	221	1回につき
A3 2121			90%		
A3 2122			80%		
A3 2123	緩和型訪問サービスⅠ・特別地域加算	特別地域加算	100%	41	
A3 2124			90%		
A3 2125			80%		
A3 2126	緩和型訪問サービスⅠ・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	100%	27	
A3 2127			90%		
A3 2128			80%		
A3 2129	緩和型訪問サービスⅠ・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	100%	14	
A3 2130			90%		
A3 2131			80%		
A3 2132	緩和型訪問サービスⅠ・上限超	週1回の上限単位数を超える場合	100%	1,084	
A3 2133			90%		
A3 2134			80%		
A3 2135	緩和型訪問サービスⅠ・同一・上限超	【週1回利用】 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	100%	976	
A3 2136			90%		
A3 2137			80%		
A3 2138	緩和型訪問サービスⅠ・特別地域加算・上限超	特別地域加算	100%	163	1月につき
A3 2139			90%		
A3 2140			80%		
A3 2141	緩和型訪問サービスⅠ・小規模事業所加算・上限超	中山間地域等における小規模事業所加算	100%	108	
A3 2142			90%		
A3 2143			80%		
A3 2144	緩和型訪問サービスⅠ・中山間地域等提供加算・上限超	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	100%	54	
A3 2145			90%		
A3 2146			80%		
A3 2147	緩和型訪問サービスⅠ・同一・上限超	【週1回利用】 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	100%	1,084	
A3 2148			90%		
A3 2149			80%		
A3 2150	緩和型訪問サービスⅠ・特別地域加算・上限超	特別地域加算	100%	163	1月につき
A3 2151			90%		
A3 2152			80%		
A3 2153	緩和型訪問サービスⅠ・小規模事業所加算・上限超	中山間地域等における小規模事業所加算	100%	108	
A3 2154			90%		
A3 2155			80%		
A3 2156	緩和型訪問サービスⅠ・中山間地域等提供加算・上限超	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	100%	54	
A3 2157			90%		
A3 2158			80%		

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	算定単位
A3 2159	緩和型訪問サービスⅠ・介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	100%
A3 2160			90%
A3 2161			80%
A3 2162	緩和型訪問サービスⅠ・介護職員処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	100%
A3 2164			90%
A3 2165			80%
A3 2166	緩和型訪問サービスⅠ・介護職員処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	100%
A3 2167			90%
A3 2168			80%
A3 2169	緩和型訪問サービスⅠ・介護職員処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	100%
A3 2170			90%
A3 2171			80%
A3 2172	緩和型訪問サービスⅠ・介護職員処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	100%
A3 2173			90%
A3 2174			80%
A3 2175	緩和型訪問サービスⅡ	身体介護を伴うサービス	100%
A3 2176			90%
A3 2177			80%
A3 2178	緩和型訪問サービスⅡ・生活援助	生活援助のみのサービス	100%
A3 2183			90%
A3 2184			80%
A3 2185	緩和型訪問サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	100%
A3 2186			90%
A3 2187			80%
A3 2188	緩和型訪問サービスⅡ・特別地域加算	特別地域加算	100%
A3 2189			90%
A3 2190			80%
A3 2191	緩和型訪問サービスⅡ・生活援助・同一	身体介護を伴うサービス	100%
A3 2192			90%
A3 2193			80%
A3 2194	緩和型訪問サービスⅡ・生活援助・同一	生活援助のみのサービス	100%
A3 2195			90%
A3 2196			80%
A3 2197	緩和型訪問サービスⅡ・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	100%
A3 2198			90%
A3 2199			80%
A3 2200	緩和型訪問サービスⅡ・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	100%
A3 2201			90%
A3 2202			80%
A3 2203	緩和型訪問サービスⅡ・上上限超	週2回の上限単位数を超える場合	100%
A3 2204			90%
A3 2205			80%
A3 2206	緩和型訪問サービスⅡ・上上限超	週2回の上限単位数を超える場合	100%
A3 2207			90%
A3 2208			80%
A3 2209	緩和型訪問サービスⅡ・同一・上上限超	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	100%
A3 2210			90%
A3 2211			80%
A3 2212	緩和型訪問サービスⅡ・特別地域加算・上上限超	特別地域加算	100%
A3 2213			90%
A3 2214			80%
A3 2215	緩和型訪問サービスⅡ・小規模事業所加算・上上限超	中山間地域等における小規模事業所加算	100%
A3 2216			90%
A3 2217			80%
A3 2218	緩和型訪問サービスⅡ・中山間地域等提供加算・上上限超	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	100%
A3 2219			90%
A3 2220			80%
A3 2221	緩和型訪問サービスⅡ・上上限超	週2回の上限単位数を超える場合	100%
A3 2222			90%
A3 2223			80%
A3 2224	緩和型訪問サービスⅡ・上上限超	週2回の上限単位数を超える場合	100%
A3 2225			90%
A3 2226			80%

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位
A3 2285	緩和型訪問サービスⅢ・介護職員処遇改善加算Ⅰ			100%	446	
A3 2286				90%		
A3 2287				80%		
A3 2288				70%		
A3 2299	緩和型訪問サービスⅢ・介護職員処遇改善加算Ⅱ			100%	325	
A3 2300				90%		
A3 2301				80%		
A3 2302				70%		
A3 2303	緩和型訪問サービスⅢ・介護職員処遇改善加算Ⅲ			100%	179	1月につき
A3 2304				90%		
A3 2305				80%		
A3 2306				70%		
A3 2307	緩和型訪問サービスⅢ・介護職員処遇改善加算Ⅳ			100%	161	
A3 2308				90%		
A3 2309				80%		
A3 2310				70%		
A3 2311	緩和型訪問サービスⅢ・介護職員処遇改善加算Ⅴ			100%	143	
A3 2312				90%		
A3 2313				80%		
A3 2314				70%		
A3 2315	緩和型訪問サービス初回加算			100%	200	
A3 2316				90%		
A3 2317				80%		
A3 2318				70%		
A3 2319	緩和型訪問サービス生活機能向上連携加算			100%	100	1月につき
A3 2320				90%		
A3 2321				80%		
A3 2322				70%		
A3 2323	緩和型訪問サービス生活機能向上連携加算			100%	200	
A3 2324				90%		
A3 2325				80%		
A3 2326				70%		

ダイヤ別表

サービス利用票別表

作成年月日 平成 年 月 日
(4 月分)

区分支給限度管理・利用者負担計算 利用者番号: 0000000000 利用者氏名:

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後		サービス単位/金額	種類支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	区分支給限度基準内単位数	費用総額(保険対象分)	給付率(%)	保険給付額	利用者負担(保険対象分)	利用者負担(全額負担分)
					率%	単位数										
①	0000000	緩和型通所サービスI	A72112	382		4	1,528			1,528	10.90	16,655	90	14,989	1,666	
①-2	0000000	緩和型通所サービスI・上限超	A72128	1,528		1	1,528			1,528	10.9	16,655	90	14,989	1,666	
②	0000000	緩和型通所サービスII	A72176	382		8	3,056			3,056	10.9	33,310	90	29,979	3,331	
②-2	0000000	緩和型通所サービスII・上限超	A72192	3,056		1	3,056			3,056	10.9	33,310	90	29,979	3,331	
				区分支給限度基準額(単位)		合計	9,168	0	0	9,168		99,930		89,936	9,994	0

留意点:

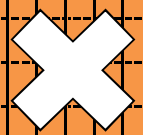
(例1)

①-2の場合は、月初に5回以上の通所が予定されている場合に「A72128 上限超」コードでプラン作成をする。しかし、利用者が月の途中で1回でも欠席をした際には、①の「A72112 緩和型通所サービスI」のコードを入れ直す必要がある。

(例2)

例1の逆の場合もあり。月初に利用者から通常の予定では、5回の通所であったが、その月は病院に行く予定があったため、デイサービス4回のプランであった。しかし、病院には行かなくなったため、5回目の利用をしたため、①-2のコードへの入力し直すこととなる。

保険者番号	生年月日	性別	年月日	事業対象者	事業所名	事業対象者	居宅介護支援事業者事業所名担当者名		TEL		作成年月日		年月日		利用者確認
							区分支給限度基準額	担当者名	TEL	TEL	年月日	年月日	前月までの短期の入所利用日数	日	
提供時間帯		サービス内容		サービス事業所名		事業所名		区分支給限度基準額		限度額適用期間		年月日		合計	
				事業所名		事業所名		区分支給限度基準額		限度額適用期間		年月日			
①	14:00 14:59		訪問介護 週1回(4回)の例)	△△ヘルステ(A3 2112 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2112 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2112 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2116 週1回利用)	1	1	1	1	1	1	1	1
①-2	14:00 14:59		訪問介護 週1回(5回)の例)	△△ヘルステ(A3 2112 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2116 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2112 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2116 週1回利用)	1	1	1	1	1	1	1	1
①-3	14:00 14:59		訪問介護 週1回(5回)の例)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	1	1	①	1	1	1	1	5
①-4			訪問介護 週1回(5回)の例)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	△△ヘルステ(A3 2140 週1回利用)	1	1						1



訪問型サービスの場合は、身体と生活支援の2種類のサービスがあるため、通常の予定(週1では4回まで)では、①の記載となる。しかし、5回を超えるサービスになると①-2の記載例では、サービスコードが合わないために、コードを入れ直すこととなる。

ポイント:①-3の例コードでは、身体、生活支援のサービスの区別がつかないため、請求ソフトが対応するまでは、③の16日予定例のような身体と生活支援の区別をつける必要がある。(①:身体介護の派遣 1:生活支援サービス)

ポイント:①-4は、ソフト会社によっては、直接「身体あり」と表記することも可能。

ヘルパー別表

サービス利用票別表

作成年月日 平成 年 月 日
(4 月分)

区分支給限度管理・利用者負担計算

利用者番号: 0000000000

利用者氏名:

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後		サービス単位/金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	費用総額(保険対象分)	給付率(%)	保険給付額	利用者負担(保険対象分)	利用者負担(金額負担分)
					率%	単位数										
①	△△ヘルステ	0000000	A32112	271			271									
		緩和型訪問サービスI					1									
	△△ヘルステ	0000000	A32116	245			735									
		緩和型訪問サービスI・生活援助					3									
	△△ヘルステ	0000000					1,006				1,006	11,468	90	10,321	1,147	
		訪問型サービス合計														
①-2	△△ヘルステ	0000000	A32112	271			271									
		緩和型訪問サービスI					1									
	△△ヘルステ	0000000	A32116	245			980									
		緩和型訪問サービスI・生活援助					4									
	△△ヘルステ	0000000					1,251				1,251	14,261	90	12,834	1,427	
		訪問型サービス合計														
①-3	△△ヘルステ	0000000	A32140	1,084			1,084				1,084	12,357	90	11,121	1,236	
		緩和型訪問サービスI・上限超					1									
		訪問型サービス合計														
							合計	0	0	0						0

留意点:

(例1)

①-2の場合は、上限の1084単位を超えてしまうため、総額の金額が正しくなく、現状のソフトでは上限管理ができない。上限を超えた場合は、コードを入れ直し、①-3のように入力となる。ただし①-3の回数は「1回」の表記となってしまう。